

空き家所有者の皆様へ 「空き家利活用促進事業」のご案内

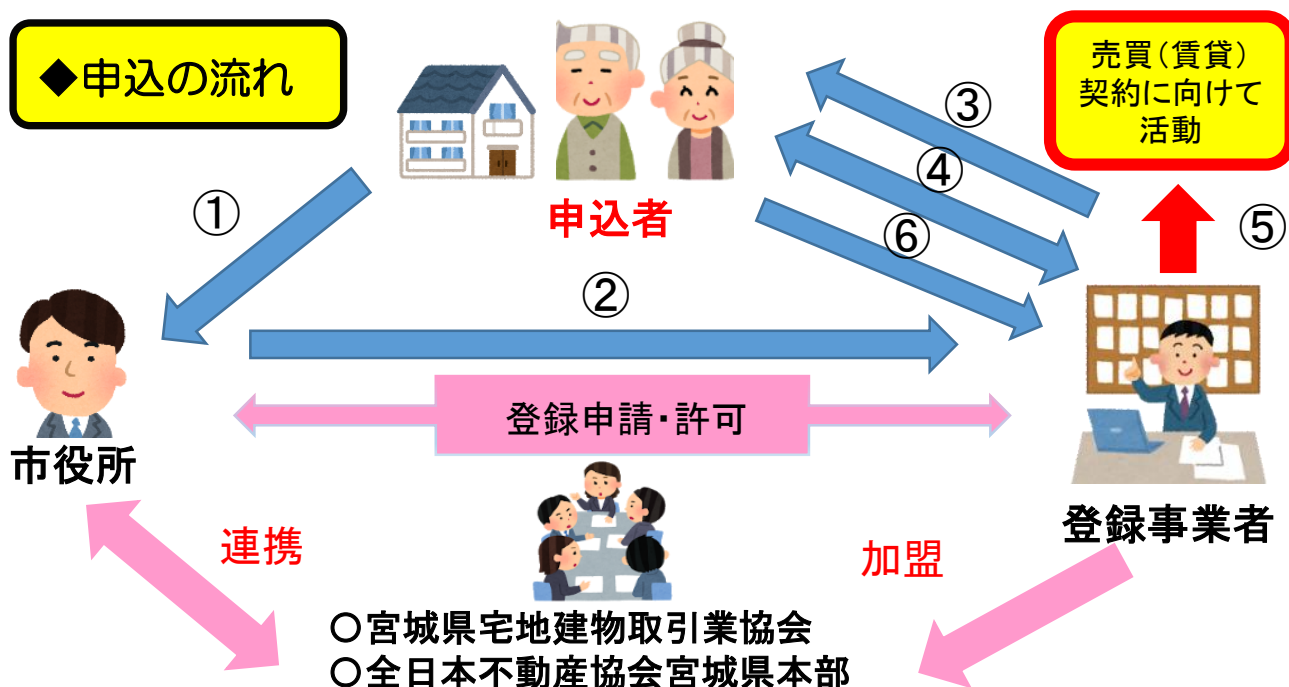
空き家を「売りたい！」
「貸したい！」を応援します！！

こんな空き家のお困り事は、ありませんか？

- 実家を相続したけれど、現在も将来も使う予定がない。
- 毎年草木の管理をしたり、固定資産税を支払うのが大変になってきた。
- 売買（賃貸）したいが、どこに相談すればよいのか分からない・・・。

富谷市空き家利活用促進事業 をご活用ください！

この事業は、市内で空家になったまま活用されない物件の利活用を促進するため、富谷市と(公社)宮城県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会宮城県本部が協力し、空き家等の所有者の方に宅地建物取引業者を紹介し、不動産取引につなげる制度です。



- ① 申込者(物件所有者)は、市へ申込書兼情報提供同意書を提出します。
- ② 市は登録事業者へ、同意書及び空き家の情報を提供します。
- ③ 登録事業者から所有者に連絡をとります。
- ④ 申込者は、連絡のあった登録事業者と交渉し、媒介契約を締結します。
- ⑤ 媒介契約をした登録事業者は、空き家の買い手(借り手)を探します。
- ⑥ 空き家の売買又は賃貸借が成立したら、申込者は登録事業者に仲介手数料を支払います。

◆お問い合わせ 富谷市役所生活環境課

電話:022-358-0515 FAX:022-358-3189 Eメール:seikatsu@tomiya-city.miyagi.jp

お申込みの前にお読みください！

空き家利活用促進事業Q&A



Q1 どうすれば申し込めますか？

別紙の「空き家情報提供同意書」にご記入いただき、市役所生活環境課へ提出願います。（メールやFAXによる受付もしています。）

Q2 同意書の個人情報、何のために使われるの？

同意書に記入した個人情報は、空き家の媒介を行うために、本事業の登録事業者として市に登録している宅地建物取引業者に提供され、「**媒介を行うことができる物件かどうか**」を調査するために使用いたします。それ以外での目的には、使用いたしません。

Q3 誰でも申し込めるの？

原則として、**富谷市内に空き家を所有している方**が申込の対象となります。

Q4 申込から契約までの流れを教えてください。

- ①所有者の方から提出された同意書を、市が登録事業者へ提供します。
- ②登録事業者は、提供された情報を基に、取扱える物件かどうかを調査し、所有者の方へ連絡をとります。
（登録事業者の中から、市が輪番で担当事業者を決めます。）
- ③登録事業者と売買や賃貸借に関する交渉を行い、媒介契約を締結するか、所有者の方が決定します。
- ⑤媒介契約を締結した事業者が売買または賃貸借契約が成立するように活動します。
- ⑥売買または賃貸借契約が成立したら、事業者に仲介手数料を支払います。

Q5 媒介契約の手数料はかかりますか？

媒介契約自体には費用はかかりません。その後の現地調査等で通常想定されないもの等については、費用が発生することはあります。また、物件の売買等取引が成立した際には、一般的な不動産取引と同様、仲介手数料がかかります。詳しくは、調査を依頼する登録事業者にご確認ください。

Q6 お断りしてもしつこく連絡が来たらどうしようと、不安です。

登録事業者は、市が協定を結んでいる（公社）宮城県宅地建物取引業協会又は（公社）全日本不動産協会宮城県本部の会員です。

安心してご相談頂ける事業者となっていますが、万が一このようなことがあった場合や困り事については、市役所の生活環境課までご相談ください。

Q7 媒介契約を締結した事業者と、トラブルになりました。市で解決してもらえますか？

市では、情報提供された空き家情報を協力団体へ紹介いたしますが、空き家の売買や賃貸借等の交渉・契約については、直接これに関与いたしません。

媒介契約を締結してからのトラブル等については、当事者間で責任を持って解決をお願いいたします。

Q8 連絡が来た事業者と条件が合いませんでした。必ず媒介契約を締結しなくてはならないの…？

そのような決まりはありません。

連絡をもらった事業者と交渉がうまくいかない場合は、市に御連絡を頂き、別の事業者をご紹介することもできます。

Q9 本制度ではなく、自分で交渉したいので、市内の宅地建物取扱業者の連絡先のみを紹介してもらえますか。

市で本事業の登録事業者の連絡先の一覧を作成しておりますので、ご活用ください。

**◆お問い合わせ 富谷市役所生活環境課
電話:022-358-0515 FAX:022-358-3189
Eメール:seikatsu@tomiya-city.miyagi.jp**